

平成 2 6 年

第 4 回 定 例 市 議 会

条 例 議 案 等 参 考

(1 1 月 2 8 日 追 加 提 出)

阿 久 根 市

議案 番号	件名	ページ
6 1	市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
6 2	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	3

議案第61号参考 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）

（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（給与） 第2条（略） 2～4（略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 6・7（略）	（給与） 第2条（略） 2～4（略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 6・7（略）

（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（給与） 第2条（略） 2～4（略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の147.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 6・7（略）	（給与） 第2条（略） 2～4（略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の140</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 6・7（略）

○ 教育長の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第3号）

（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（給与） 第2条（略） 2～4（略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 6・7（略）	（給与） 第2条（略） 2～4（略） 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 6・7（略）

(第4条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(給与) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の147.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 6・7 (略)	(給与) 第2条 (略) 2～4 (略) 5 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の140</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 6・7 (略)

○ 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (平成23年阿久根市条例第4号)

(第5条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(期末手当) 第7条 (略) 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)	(期末手当) 第7条 (略) 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には <u>100分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)

(第6条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(期末手当) 第7条 (略) 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の147.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)	(期末手当) 第7条 (略) 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の140</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の在職期間及び常勤職員としての在職期間を通算するものとする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)

議案第62号参考 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市国民健康保険条例（昭和35年阿久根市条例第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>390,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>